

東京保健医療専門職大学研究倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、東京保健医療専門職大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公平性を確保するため、研究を遂行する上で求められる研究者の行動及び態度の倫理的基準等について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- 2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係るすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。
- 3 「研究者」とは、本学の教職員及び教職員の指導の下に研究を行う学生、及び本学の規程に基づき受け入れた学外の研究員をいう。
- 4 「研究費」とは、研究助成費等の学内研究費、及び科学研究費助成事業等の外部研究費をいう。

(研究者の倫理基準)

第3条 研究者は、研究を行うにあたり、日本学術会議声明「科学者の行動規範」、及び「東京保健医療専門職大学研究活動上の行動規範」を遵守しなければならない。

(研究の実施)

第4条 研究者は、共同研究・受託研究を行おうとするとき、また、研究活動資金等を受け入れようとする場合は、その旨を学長に研究開始前に届け出て、承認を得なければならない。前職において研究を実施しており、本学に着任した後も当該研究を継続する場合も同様とする。

(事前の説明と同意)

第5条 研究者は、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、及びデータ等の提供を受けて研究を行う場合には、提供者に対して、その目的及び収集方法等を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

- 2 組織、団体等から当該組織又は団体等に関する資料、情報若しくはデータ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第6条 研究者は、個人に関する情報の提供を受けて研究を行うとき、またそれらの情報を利用して教育を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号)、及び「学校法人敬心学園個人情報保護規程」並びに「学校法人敬心学園特定個人情報取扱規程」に基づき、当該情報を提供する者の個人情報を保護しなければならない。

- 2 研究者は、個人情報の管理に万全を期するとともに、研究結果の公表に際しては、個人が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。
- 3 前各項のほか、研究における個人情報の管理等については学校法人敬心学園個人情報保護規程第4条の各項各号による。

(研究費の取扱い)

第7条 研究者は、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
- 3 研究者は、研究費の使用にあたっては、関連する法令、当該研究費の使用ルール及び本学の関係規程等を遵守しなければならない。

(利益相反)

第8条 研究者は、産官学連携による研究の際には、利益相反の発生には十分留意しなければならない。

(データ等の管理)

- 第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等の滅失、漏洩や改ざん等を防ぐため適切な措置を講じなければならない。
- 2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報及びデータ等について、事後の検証又は追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。

(人を対象とする医学系研究)

第10条 人を対象とした医学系研究を行うには、ヘルシンキ宣言(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)に基づき、各府省が定める研究倫理に関する指針等の遵守のもとに行うものとする。

(研究倫理教育責任者)

第11条 研究に係る倫理を保持するため、本学に研究倫理教育責任者を置く。研究倫理教育責任者は、学長が指名する。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究に係る倫理教育について次に掲げる責任及び権限を有する。
 - (1) 研究者及び研究支援者に対する研究倫理教育
 - (2) 研究者に対する必要な指導及び助言
 - (3) 研究に係る倫理の保持に対する研究者の注意を喚起し、認識を深めさせるこ

と

(4) 研究倫理教育の受講状況、及び研究に係る倫理の保持に関する事項、並びにその対応等について、学長に報告すること。

3 研究倫理教育、研究に係る倫理の保持に関する本学内外からの相談についての窓口は、研究推進室とする。

(研究倫理・研究推進委員会)

第12条 本学の研究倫理教育の企画・改善などの審議や研究倫理及び研究推進に関する方針を策定し、研究計画の策定とその実施並びに審査を行うため、研究倫理・研究推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の運営に関する事項は、「東京保健医療専門職大学研究倫理・研究推進委員会規程」で別に定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て、理事長が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和4年1月5日から施行する。

3 この規程は、令和4年10月17日に改定、令和4年11月1日から施行する。